

公立大学法人横浜市立大学の住居手当に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）第10条の規定に基づき、住居手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 賃金規程第10条第1項に規定する職員に対して支給する同項に規定する理事長が定める住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項に規定する法人に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）のうち、40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員 19,600円

(2) 就業規則第3条第3項に規定する一般職員のうち、40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員 19,600円

(支給しない職員)

第3条 職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中、住居手当を支給しない。

(1) 職員が給料を受けない場合

(2) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に定める通勤により負傷し、療養のため勤務することができない場合

(支給の始期及び終期)

第4条 住居手当の支給は、職員が賃金規程第10条第1項及び第2項に規定する職員としての要件を具備するに至った場合においてその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日の、当該要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(支給日)

第5条 住居手当は、その月分を、給料支給の例により定めた日に支給する。ただし、その日までに次条の規定による届出に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

(届出)

第6条 新たに職員となった者又は第2条に規定する職員としての要件を具備するに至り、若しくは当該要件を欠くに至った職員は、速やかに、その旨を理事長に届けなければならない。

2 前項の届出は、住居の区分、家賃の月額、届出の理由、事由発生年月日、同居する法人職員その他住居手当の支給事由を確認するのに必要な事項について行うものとし、その届出の様式は、別に定める。

(確認)

第7条 理事長は、前条の届出に係る事実を確認するため、必要な書類の提示を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から平成27年3月31日までの間は、施行日の前日においてこの要綱による改正前の公立大学法人横浜市立大学の住居手当に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第2条第1項第2号に掲げる職員に該当して住居手当を支給されていた職員で、施行日以後も引き続き自ら所有し、又はその扶養親族が所有し、かつ、居住する住宅に居住しているものに係る住居手当については、旧要綱第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項第2号中「8,500円」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「5,500円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「2,500円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年3月31日までの間は、施行日の前日においてこの要綱による改正前の公立大学法人横浜市立大学の住居手当に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第2条の規定による職員に該当して住居手当を支給されていた派遣職員その他これに準ずる者で、施行日以後も引き続き自ら居

住するため、借り受けた住居の家賃を支払っているもの（この要綱による改正後の公立大学法人横浜市立大学の住居手当に関する要綱第3条に規定する職員を除く。）のうち、施行日の前日までに40歳に達しているもの及び施行日から平成30年3月31日までの間に40歳に達するものに係る住居手当については、旧要綱第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日の前日までに40歳に達している者に対する施行日から平成28年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「7,200円」と、平成28年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成29年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「5,400円」と、平成29年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成30年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「3,600円」と、平成30年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成31年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「1,800円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年10月1日より施行する。
(経過措置)
- 2 要綱第2条第1項第2号中「10,000円」とあるのは、施行日から平成30年3月31日までの間においては「9,500円」とする。
- 3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年3月31日までの間は、施行日の前日においてこの要綱による改正前の公立大学法人横浜市立大学の住居手当に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第2条の規定による職員に該当して住居手当を支給されていた者で、施行日以後も引き続き自ら居住するため、借り受けた住居の家賃を支払っているもの（この要綱による改正後の公立大学法人横浜市立大学の住居手当に関する要綱第3条に規定する職員を除く。）のうち、施行日の前日までに40歳に達しているもの及び施行日から平成30年3月31日までの間に40歳に達するものに係る住居手当については、旧要綱第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日の前日までに40歳に達している者に対する施行日から平成29年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「5,400円」と、平成29年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成30年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「3,600円」と、平成30年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成31年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「1,800円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(賃金の内払)

3 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新規程の規定による賃金の内払とみなす。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。